ガス小売経過措置料金に係る原価算定期間終了後の 1 事後評価について  $^2$ 3 令和7年11月11日 4 電力・ガス取引監視等委員会事務局 5 取引監視課 6 総合監査室 7 8 本年度における旧一般ガスみなしガス小売事業者の原価算定期間終了後のガス小売経 9 過措置料金の事後評価の進め方について、ご審議いただく。 10 11 1. 趣旨 12 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則の経過措置に基づ 13 く、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社のガス小売経過措置料金については、経済産業省 14 が原価算定期間終了後に毎年度、規制部門のガス事業利益率が必要以上に高くなっていない 15 かなどを確認する事後評価を行うこととなっている。 16 今般、2025年10月24日付けで経済産業大臣、関東経済産業局長及び九州経済産業局長 17 から、電力・ガス取引監視等委員会に対して、旧一般ガスみなしガス小売事業者4社のうち、 18 原価算定期間が終了している東邦瓦斯株式会社、日本瓦斯株式会社及び南海ガス株式会社に 19 おける 2024 年度の事後評価について、意見の求め(資料4-1)があったことから、本委 20 員会において、本年度の進め方を確認していただいた上で、 料金制度専門会合において、 21事務局で行った評価を確認していただくこととしたい。 22 なお、旧一般ガスみなしガス小売事業者の熱海瓦斯株式会社については原価算定期間 23 (2024年1月から2026年12月)が終了していないため事後評価の対象外である。 2425 2. 本年度の進め方(案) 26 1)対象事業者(旧一般ガスみなしガス小売事業者3社) 27 本 省 所 管:東邦瓦斯 28 経済産業局所管:日本瓦斯(関東)、南海ガス(九州) 29 30 2) 評価内容 31 32 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基 準等(20170329資第5号)第2(8)④に基づき、以下の項目について評価を行う。 33 34 ▶ <ステップ1>規制部門のガス事業利益率による基準 35 個社の規制部門のガス事業利益率 (ガス事業損益/ガス事業収益) の直近3カ年度平 36 均値が、全ての旧一般ガスみなしガス小売事業者4社の規制部門のガス事業利益率の 37 過去10カ年度平均値を上回っているかどうかを確認。 38 39 ➤ <ステップ2>規制部門の超過利潤累積額による基準又は自由化部門の収支による 40 41 前回料金改定以降の超過利潤の累積額が一定水準額(本支管投資額(過去5年平均) 42 又は事業報酬額のいずれかの額) を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直 43 近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。 44

45

46 上記のステップ1に該当し、かつ、ステップ2のいずれかに該当する場合には、ステップ3以降の評価を実施し、料金変更認可申請命令の発動の要否を検討する。(当該命令の発動までの評価フローは資料4参考資料を参照)

49

- 50 3. スケジュール
- 51 11月中旬 料金制度専門会合において審議
- 52 11 月下旬 本委員会において経済産業大臣への回答について審議

#### 53 (参考)

54

56

57

5859

55 旧一般ガスみなしガス小売事業者のガス小売経過措置料金に係る原

## 価算定期間等について

#### ■旧一般ガスみなしガス小売事業者(全4社)

			所管部	今回の事
事業者	決算月	原価算定期間等	局·経済	後評価の
			産業局	対象
東邦瓦斯	3月	2015.4~2018.3	本省	対象
熱海瓦斯	12月	2024.1~2026.12	関東	対象外
日本瓦斯 (関東・南平台地区)	3月	2011.4~2012.3	関東	対象
南海ガス	3月	2012.10~2013.9	九州	対象

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(抜粋)

6263

64

65

66

67

68

69

70

71

72 73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98 99

60

61

- 第2 処分の基準
- (8) 特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令

特定旧法第18条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款等の変更の認可の申請命令については、同項に命令の基準が規定されているところであり、例えば、改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款が認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①~③ (略)

④ 改正法附則第24条第1項の認可を受け、又は特定旧法第17条第4項若しくは 第7項の規定により届け出られた指定旧供給区域等小売供給約款における料金につ いて、当該料金(旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条若しくは第17条の 規定により同令第15条第2項、第16条第2項若しくは第17条第2項の規定に より算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定 し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受 け、若しくは特定旧法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売 供給約款を届け出た場合又は同令第23条の規定により同令第23条第2項各号に 掲げる方法により算定した変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する 料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項若しくは第7項の規定により変更後 の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給 区域等小売供給約款の認可を受け、又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給 区域等小売供給約款で設定した料金とし、旧一般ガス料金算定規則附則第2項の規 定による廃止前の一般ガス事業供給約款料金算定規則(平成16年経済産業省令第 16号。以下「旧料金算定規則」という。)第12条の2の規定により同条第2項の 規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を 算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の認可を受けた場合又は旧料金 算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に 指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第1 7条第4項若しくは第7項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を 届け出た場合にあっては、変更後の指定旧供給区域等小売供給約款の認可を受け、 又はこれを届け出る前に定めていた指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金 とする。)を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産 業省が毎年度行う定期的な評価において、旧一般ガスみなしガス小売事業者の財務 の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要が

あると評価した場合であって、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者が当該認可申 請の準備に着手しない場合にあっては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得 られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、災害その他特 別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126 127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

イ 指定旧供給区域等需要部門の営業収益から営業費用を減じて得た額の当該営業収 益に対する割合(以下「営業利益率」という。)及び小口需要部門(平成29年3 月31日までに終了する事業年度に係るものに限る。以下同じ。)の営業利益率の 直近3年度間の平均値(改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約 款の変更の認可又は旧ガス事業法第17条第1項の供給約款の変更の認可を受けた 旧一般ガスみなしガス小売事業者(旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又 は第17条の規定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項 の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金 を算定し、かつ、改正法附則第24条第1項の指定旧供給区域等小売供給約款の変 更の認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者及び旧料金算定規則第12条の 2の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小 売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、旧ガス事業法第17条第1項の変更の 認可を受けた旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。) 及び特定旧法第17条第 4項又は旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売 供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者(旧一般ガス料金算定規則第 23条の規定により同条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域 等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、特定旧法第17条第4項の規定に より変更後の指定旧供給区域等小売供給約款を届け出た旧一般ガスみなしガス小売 事業者及び旧料金算定規則第16条の2の規定により同条第2項の規定により算定 する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定する料金を算定し、かつ、 旧ガス事業法第17条第4項の規定により変更後の指定旧供給区域等小売供給約款 を届け出た旧一般ガスみなしガス小売事業者を除く。)であって、変更後の指定旧 供給区域等小売供給約款の実施日が直近2年度間に属する旧一般ガスみなしガス小 売事業者にあっては、直近年度の営業利益率又は直近2年度間の営業利益率の平均 値。口において同じ。)が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガ スみなしガス小売事業者の直近10年度間の指定旧供給区域等需要部門の営業利益 率及び小口需要部門の営業利益率の平均値を上回っており、かつ、指定旧供給区域 等需要部門の超過利潤(指定旧供給区域等需要部門の当期純利益に支払利息等を加 えること等により算定した額から料金設定時における指定旧供給区域等需要部門の 事業報酬額を差し引いた額をいう。)及び小口需要部門の超過利潤(小口需要部門 の当期純利益に支払利息等を加えること等により算定した額から料金設定時におけ る小口需要部門の事業報酬額を差し引いた額をいう。) の累積額(改正法附則第2 4条第1項又は特定旧法第17条第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約 款で設定した料金(旧一般ガス料金算定規則第15条、第16条又は第17条の規 定により同令第15条第2項、第16条第2項又は第17条第2項の規定により算 定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第23

条の規定により同令第23条第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。)又は旧ガス事業法第17条第1項又は第3項の規定により指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金(旧料金算定規則第12条の2の規定により同令第12条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金及び同令第16条の2の規定により同令第16条の2第2項の規定により算定する変動額を基に指定旧供給区域等小売供給約款で設定した料金を除く。)の実施以降のものに限る。)が本支管投資額(過去5年平均)又は事業報酬額のうち指定旧供給区域等需要部門に係る額を超過していること。なお、小口需要部門の超過利潤の累積額については、改正法の施行の際現に旧ガス事業法第17条第12項の規定により届出がされている選択約款で設定された料金その他の供給条件に係る超過利潤の累積額を除くものとする。

口 指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業利益率の直近3 年度間の平均値が改正法附則第22条第1項の義務を負う全ての旧一般ガスみなし ガス小売事業者の指定旧供給区域等需要部門の営業利益率及び小口需要部門の営業 利益率の直近10年度間の平均値を上回っており、かつ、一般需要部門の営業収益 から営業費用を減じて得た額又は大口需要部門(平成29年3月31日までに終了 する事業年度に係るものに限る。)の営業収益から営業費用を減じて得た額が直近 2年度間連続して零未満であること。

# 経済産業省

20251007資第3号 令和7年10月24日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

#### 経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査 基準等(20170329資第5号)第2(8)④の旧一般ガスみなしガス小売事業者 の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間 又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象 事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

· 東邦瓦斯株式会社

法人番号2180001022387

公印省略20251009関東第21号令和7年10月24日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

関東経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査 基準等(20170329資第5号)第2(8)④の旧一般ガスみなしガス小売事業者 の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間 又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象 事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

· 日本瓦斯株式会社

法人番号9010001061924

# 経済産業省

公印省略20251015九州第19号令和7年10月24日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

九州経済産業局長

旧一般ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について(意見聴取)

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査 基準等(20170329資第5号)第2(8)④の旧一般ガスみなしガス小売事業者 の指定旧供給区域等小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間 又は原資算定期間終了後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について、下記の対象 事業者について貴委員会の意見を求めます。

記

(対象事業者)

・南海ガス株式会社

法人番号4340001010679

# 料金変更認可申請命令に係る審査基準(1)

ガス小売経過措置料金の事後評価に際しては、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等(20170329資第5号)第2(8)④に基づく基準に沿って確認を行うこととされている。

#### STEP

### 実施内容

### 補足

# STEP1 ガス事業利益率に よる基準

- ▶ ①個社の規制部門のガス事業利益率の 直近3カ年度平均値及び②旧一般ガス みなしガス小売事業者4社の過去10カ年 度平均値を確認
  - ⇒ ①が②を上回ったらSTEP2へ

# STEP2 超過利潤累積額 又は自由化部門の 収支による基準

- ③前回料金改定以降の超過利潤の累積額、④一定水準額(本支管投資額(過去5年平均)又は事業報酬額)及び⑤自由化部門の収支を確認
  - ⇒ ③が4を上回ったらSTEP4へ、 又は⑤が直近2年連続で赤字となった らSTEP3へ

### 【STEP1~5関連】

原価算定期間中の事業者 及び原価算定期間終了後 に各STEP時点において料 金改定を表明している事業 者は事後評価の対象外

# 料金変更認可申請命令に係る審査基準(2)

STEP 3 以降の基準は以下のとおり。

STEP

実施内容

補足

STEP3 行政による評価

- > 内部留保(利益剰余金など)及び株主 配当の推移を確認
  - ⇒ <u>必要以上の内部留保や株主配当が</u> 確認され、需要家利益を阻害するおそ れがあると認められたらSTEP4へ

STEP4 報告徴収及び 事業者による説明 の実施

- ▶ 必要に応じて、ガス事業法の規定に基づく 報告徴収及び事業者による説明を実施
  - ⇒ 事業者からの報告徴収に対する回答 及び事業者による説明を受けSTEP5へ
- ➤ STEP4までに得られた情報を勘案して、特 定旧法第18条第1項の要件に該当する か確認
  - ⇒ <u>当該命令の発動が必要と判断されたら、</u> 相当の期限を定め、料金変更認可申 請命令を発動

### 【STEP3関連】

• 事業者による評価(原価と 実績値の比較、これまでの利 益の使途、収支見通し等を 評価)を併せて行政が評価

## 【STEP4関連】

事業者による説明は、現行の経過措置料金の水準維持の妥当性を求める

## 【STEP5関連】 特定旧法第18条第1項の 要件

料金が社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認められるとき11

STEP5 発動要否の検討 ↓ 料金変更認可

申請命令の発動